



## 犯罪のない明るい年末年始を

年末年始における県民の皆様の安全と平穏を確保するため、「年末年始特別

警戒活動」を以下の期間実施します。

○ 広報啓発期間: 令和7年12月1日～12月10日

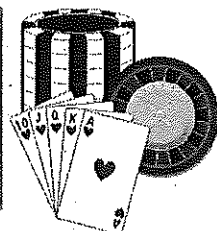
○ 重点警戒期間: 令和7年12月11日～令和8年1月3日

普段離れて暮らす家族が集まる時期なので、うそ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止も話題に挙げて、防犯意識を高めましょう。

## オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！



海外で合法的に運営されているオンラインカジノでも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪!!



※賭博罪: 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料

常習賭博罪: 常習として賭博をした者は、3年以下の拘禁刑

「有料版」はもちろん、「無料版」、「無料ボーナス(ポイント)」等であっても、オンラインカジノの利用は絶対にやめましょう。

## 年末年始の交通安全県民運動

令和7年12月10日(水)～令和8年1月3日(土)までの間、「年末年始の交通安全県民運動」が実施されます。

年末年始は忘年会や新年会など飲酒する機会が増えますが、一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

自転車の酒気帯び運転でも

### 運転免許停止処分

につながる場合があります！

飲酒運転の代償は大きいです…

